財政制度等審議会「令和4年度予算の編成等に関する建議」の反映状況

財審「令和4年度予算の編成等に関する建議」	令和4年度予算等への反映状況
1. 社会保障	
〇 社会保障関係費は「高齢化による増加分」に相当する伸びにおさめる必	〇 令和4年度の社会保障関係費は、診療報酬のメリハリある改定や実勢価格の
要がある。その増加分の算出も厳格化・適正化を行う必要。	動向を反映した薬価改定などの歳出抑制努力を積み重ねた結果、実質的な伸び
	を「高齢化による増加分におさめる」という方針に沿ったものとした。
〇 診療報酬改定について、薬価については、市場実勢価格にあわせる改定	〇 令和4年度診療報酬改定においては、看護の処遇改善と不妊治療の保険適用
を行ってきたが、薬剤費総額は増加している。診療報酬(本体)について	を実現するとともに、通院負担の軽減につながるリフィル処方箋の導入等によ
は、高齢化等の要因による伸びに更に上積みする「プラス改定」を続けて	りメリハリある改定を行い、改定率を 0.43% (国費 292 億円) とし、国民の
きたが、「マイナス改定」を続けることなくして医療費の適正化は到底図ら	保険料負担を抑制。薬価等について市場実勢価格を反映する等により▲1.37%
れない。どちらも高い自然増に基づく要求額が出発点となっている。	(国費▲1,570 億円) とした。
〇 足もとの医療費の動向は新型コロナ感染拡大前の水準を上回っている。	〇 令和3年12月22日大臣合意(財務大臣・厚生労働大臣)により、
さらに補助金が収入として加算されるため、医療機関の経営実態は近年に	・医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示
なく好調。こうした分析を行う医療経済実態調査は少ないサンプルなどの	システムを早急に整える
問題を抱えており、全ての医療法人が提出している事業報告書をアップロ	・アップロードによる届出は令和4年3月決算法人から開始する
ードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に構築すべき。	こととした。
〇 医療福祉分野においては、現場で働く方々に正しい分配がなされている	〇 新型コロナ医療対応等を行う医療機関の看護職員、介護・障害福祉職員、保
か精査が必要。介護や保育については、処遇改善の取組が職員の実際の賃	育士等について、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月
金引上げにつながる実効的な仕組みを構築すべき。看護については、高い	19 日閣議決定)を踏まえ、令和4年10 月以降、収入を3%程度引き上げるた
自然増に基づく処遇改善に充てる原資の存在や診療報酬の医科・歯科・調	めの措置を実施。これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に
剤の硬直的な改定率の在り方も含めた分配の方法見直しが必要。	賃金に反映されるよう、適切な担保策を講じることとした。
〇 コロナ禍で浮き彫りになった医療提供体制の課題に取り組むべく、「なん	〇 「改革工程表 2021」において、
ちゃって急性期病床」を見直すための地域医療構想の実現やゲートキーパ	・ 各都道府県において第8次医療計画(令和6年度~令和11年度)の策定作
一機能を持ったかかりつけ医の制度化を進め、そのための包括払いも進め	業が令和5年度までかけて進められることとなるため、その作業と併せて、
るべき。その際、財政支援で医療機能の強化を図ることには限界があり、	令和4年度及び令和5年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含
規制的手法など実態面の改革とあわせて取り組み、「インプット重視」・「量	めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求める。また、検討状況
重視」の医療機関本位のいわば「縦突進」型とも言うべき診療報酬体系か	については、定期的に公表を求める。

ら、「アウトカム重視」・「質重視」の患者本位かつ医療機関等相互の面的・ネットワーク的な連携・協働をより重視する「横連携」型の体系へシフトすべき。個別の診療報酬項目についても PDCA を踏まえ、機能強化加算、地域医療体制確保加算、後発医薬品調剤体制加算などを見直すべきである。また、リフィル処方の導入に取り組むべき(「医療提供体制改革なくして診療報酬改定なし」)。

- ・ かかりつけ医機能の明確化と、患者・医療者双方にとってかかりつけ医機 能が有効に発揮されるための具体的方策について検討を進める。 こととした。
- 〇 令和3年12月22日大臣合意(財務大臣・厚生労働大臣)により、令和4年 度診療報酬改定において、
 - ・医療機能の分化・強化、連携の推進に向けた、提供されている医療機能や患者像の実態に即した、看護配置7対1の入院基本料を含む入院医療の評価の 適正化
 - ・在院日数を含めた医療の標準化に向けた、DPC制度の算定方法の見直し等 の更なる包括払いの推進
 - ・外来医療の機能分化・連携に向けた、かかりつけ医機能に係る診療報酬上の 措置の実態に即した適切な見直し
 - ・医師の働き方改革に係る診療報酬上の措置について実効的な仕組みとなるよう見直し
 - ・費用対効果を踏まえた後発医薬品の調剤体制に係る評価の見直し の各項目について、改革を着実に進めることとした。
- また、同大臣合意において、リフィル処方箋(反復利用できる処方箋)の導入・活用促進による効率化により▲0.10%の診療報酬改定を行うこととした。 具体的には、症状が安定している患者について、医師の処方により、医療機関に行かずとも、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる、分割調剤とは異なる実効的な方策を導入することにより、再診の効率化につなげることとした。更にその効果について検証を行うこととした。
- 薬価総額のマクロ経済スライドの導入も検討しつつ、調整幅の廃止をはじめ、 聖域ない薬価改定の厳格化に踏み込むべき。
- 〇 令和3年12月22日大臣合意(財務大臣・厚生労働大臣)により、毎年薬価 改定を実施するなど、薬価制度の改革をさらに推進し、薬剤流通の安定のため に平成12年度改定において設定された調整幅の在り方について検討することと した。

- 雇用調整助成金の特例については、特に業況が厳しい企業等に配慮しつつ、見直していくべき。また、現状の雇用保険財政の逼迫に対しては、まずは保険料率を戻すことにより対応すべき。他方、今般の新型コロナ禍の対応も踏まえ、平時と有事における国の責任の範囲を再整理する必要がある。
- 雇用調整助成金の特例の4月以降の取扱いについては、「経済財政運営と改革 の基本方針2021」に沿って、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検 討。
- 雇用保険(失業等給付)の国庫負担については、雇用情勢や雇用保険の財政 状況に応じた国庫負担割合とする中で現行の負担割合を維持するとともに、予 算で定めるところにより一般会計からの任意繰入を行うことができる仕組みと し、保険料率については、段階的に引き上げることとした。

2. 地方財政

- 〇 一般財源総額実質同水準ルールの下、国と地方が足並みを揃えて経済再生と歳出改革に取り組み、生じる財源余剰を活用し地方公共団体の臨時財政対策債や交付税特会の借入金の圧縮を行うなど、国・地方を通じた財政の健全化につなげていくことが重要。
- 令和4年度地方財政対策では、税収が大幅に回復する中、一般財源総額実質同水準ルールを堅持することにより、前年度に比べ地方公共団体の臨時財政対策債の発行額を▲3.7兆円、交付税特会の借入金を▲0.5兆円圧縮した。
- 新型コロナ対応に関し、地方創生臨時交付金の使途について、国費による支援が真に必要なものか精査・検証を行うとともに、適切な効果検証が行えるよう KPI の設定等を行うべき。
- 地方創生臨時交付金の使途については、国において各地方公共団体の取組の効果検証を行うこととしているほか、令和3年度補正予算分からは自治体に対し取組ごとの成果目標の設定を求めるなど、執行の適正化を図っている。
- 地方財政計画のいわゆる「枠計上経費」の適正化に向け、計画と決算の 比較が可能となるよう工夫を進め、PDCA サイクルを回す必要。
- 地方単独事業 (ソフト) の見える化等に向けた試行調査を実施しており、歳出 区分への計上精度の向上の解消等に向けて引き続き取り組む。
- 〇 地方行財政の効率化のため、社会保障制度の運用の適正化、インフラの 広域化や規模の適正化(「省インフラ」)、PFS 方式の契約や ESG 債の活用に よる民間資金・サービスの活用など、地方公共団体における取組を進める ことが重要。
- インフラ管理について、公共施設等適正管理推進事業債の対象期間を延長し、 施設の集約化等を後押しするとともに、施設の脱炭素化の取組を同事業債の対象 として明確化し民間資金の適切な活用を促すなど、地方行財政の効率化に向けた 取組を進めることとしている。

3. 文教·科学技術

- 義務教育については、限られた人的リソースを有効に活用すべく、小学校高学年の教科担任制を推進する場合は、小中連携・授業交換・オンライン授業の工夫等、定数増に頼らない工夫も必要。働き方改革の観点から、授業以外の事務の軽減に取り組むとともに、外部人材について定量的な指
- 小学校高学年の理科・算数・体育・外国語の教科において、専門性の高い授業の実施により教育の質を向上させるため、担任間の授業交換や小中連携などの工夫を併せて行いつつ、「教科担任制」の推進等について必要となる1,030人の定数改善を措置した。

標に基づく効果検証や地方自治体の自己努力等も踏まえた効果的・効率的 〇 働き方改革の観点から、スクール・サポート・スタッフやスクールカウンセな配置とすべき。 ラー等の外部人材の配置を促進するとともに、働き方改革の取組や定量的な指

- D 働き方改革の観点から、スクール・サポート・スタッフやスクールカウンセラー等の外部人材の配置を促進するとともに、働き方改革の取組や定量的な指標設定・効果検証を通じた効果的・効率的な配置を推進することとしている。また、文部科学省において、学校行事の精選や ICT を活用した校務効率化等を含む学校における働き方改革に関する通知を発出した。
- 高等教育、科学技術については、限られた財政資金を有効に活用すべく、 博士課程の質の向上や国立大学法人運営費交付金の配分のメリハリ強化に 取り組むとともに、研究活動の国際性向上や効率的な研究資源配分等によ り科学技術の投資効果を引き上げる必要。
- 国立大学法人運営費交付金について、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」の増減率を±20%から、原則±25%、一部±30%に拡大するとともに、博士課程教育の質の改善に関する指標を追加するなど、教育・研究の質を高めるためメリハリ付けを強化した。
- 科学研究費助成事業(科研費)において、海外トップレベル研究者と国際共 同研究を行う新種目を令和3年度補正予算により創設したほか、令和4年度の 科研費事業より、支援対象の研究者に対し国際活動の知見を所属研究機関に共 有することを義務付けるなど、研究活動の国際化の取組を促す政策誘導を強化 した。
- 研究資金の配分状況等を含む研究開発データの収集・分析システム (e-CSTI) において、研究分野別の分析等の機能拡充を図り、より効率的な資金配 分に向け活用を促進する。
- 文化・スポーツについては、民間資金獲得のインセンティブを強化する ため、文化関係の補助金等の仕組みを見直し。
- 文化財所有者に寄付金やクラウドファンディングを活用するインセンティブ を持たせる観点から、文化財等保護補助金の加算部分について、従来の方式に 加え、寄付額と同額の加算(上限あり)を行う方式を設けることとした。
- 文化関係4独法の運営費交付金について、競争的資金枠(総計約3億円、交付金合計の約1%程度)を設け、自己収入の増加率(実績値)により再配分することにより、民間資金等の多様な収入源の確保を促進する。
- スポーツについては、競技力向上事業の各競技団体に対する助成の配分において、民間資金の獲得など経営基盤の強化・安定に向けた各団体の取組を令和 4年度より反映することとした。併せて、競技団体の組織基盤強化支援事業を

	新たに創設し、競技団体の自己収入増加に向けた取組等について近年の取組実
	績も反映した形で支援を実施する。
4. 社会資本整備	
〇 「量」から「質」への転換の更なる進展に向けては、インフラ整備の各	〇 避難確保計画を策定していない社会福祉施設等を抱えるなどソフト対策が不
分野において、これまで以上にソフト対策とハード対策を一体のものとし	十分な市町村について防災・安全交付金による重点配分の対象外とする措置の
て効果を最大化させるため、地方公共団体・住民・民間事業者等、あらゆ	導入や、浸水被害防止区域等の指定の方針を含む流域水害対策計画に基づくハ
る関係者の行動変容を促すことが重要。	一ド事業を集中的・計画的に推進するための個別補助事業等の創設などにより
	ソフト・ハードを一体のものとして効果を最大化させるためのインフラ整備を
	推進。
〇 防災・減災対策については、国土政策的な観点を踏まえ、各取組を評価	〇 地方公共団体が、事前の復興まちづくり計画に基づきインフラの原形復旧を
し改善するプロセスを確立していくとともに、原形復旧によらずに効率的	前提としない迅速かつ効率的な復旧・復興事業に積極的に取組むことができる
な復旧・復興を行う場合のインセンティブ強化など各取組の改善を推進す	よう、住宅移転について浸水を許容する区域を支援対象に追加するなど、住
べき。	宅・都市機能の移転を促すインセンティブを強化。
〇 建設業をはじめとする生産性の向上・効率化等や適切・効率的な老朽化	O 建設現場の生産性向上に向けた国庫債務負担行為の積極的活用などにより、
対策といった課題への対応についても、予算の質の向上に向け、各取組の	施工時期の平準化・施工の効率化を図ることとしたほか、インフラ老朽化対策
進展を図るべき。	をより集中的・計画的に進めるため、対象施設の個別施設計画において費用の
	縮減に関する記載等を要件とする個別補助制度を創設することなどにより、予
	算の質の向上に向け、各取組を進展。
5. 農林水産	
〇 米政策に関して、大規模な農業経営体が、収益性が低く補助金の多い転	〇 令和3年度補正予算において、主食用米から輸出用米や高収益作物への作付
作作物を作付けする傾向にあることから、水田農業の生産性を高めつつ、	転換の促進に向け、生産者と実需者の連携による水田農業の生産性向上のため
転作助成金の財政上の持続可能性を高めていくために、輸出用米や高収益	の取組を支援。また、令和4年度予算において、転作助成金である「水田活用
作物の作付けを促していくべき。	の直接支払交付金」について、輸出用米や高収益作物への作付転換を進めるべ
	く、産地交付金による飼料用米等への転作支援の加算措置を原則廃止するとと
	もに、今後5年間に一度も米の作付けを行わない農地を交付対象外とする等の

見直しを実施。

○ 農業人口の減少が進む中、農地の生産性を高めるために、農地バンクの ○ 農業経営の生産性向上を図るため、地域の将来的な農地利用の目指すべき姿 を示す「目標地図」の実現に向けて、農地バンクを通じた農地の集積・集約の 抱える諸課題を踏まえ、農地の集積・集約を更に高めるべき。 加速化を支援。 ○ 農林水産物・食品の輸出5兆円目標の達成に向け、民間の品目別団体に ○ 農林水産物・食品の輸出5兆円目標に向け、海外市場のニーズを踏まえ輸出 関する諸外国の取組も参考としながら、高品質に見合う価格で利潤をあげ 重点品目やターゲット国・地域を定め、官民連携による市場開拓、輸出向け生 つつ、マーケットインの取組強化を図るべき。 産を行う産地・事業者への支援、輸出環境の整備等を推進。 6. グリーン(エネルギー・環境) ○ エネ特事業については、民間の自主的な取組を促す等の観点から、施策 | ○ エネ特事業については、二酸化炭素排出量削減の観点から費用対効果が必ずし の必要性・有効性・効率性を不断に検証し、抜本的に見直し、重点化すべ も高くない予算要求を圧縮し、太陽光、洋上風力、地熱等の再生可能エネルギー の導入、クリーンエネルギー自動車の導入や、水素、アンモニア等の実用化・普 き。 及に向けた研究開発の加速に重点化。 ○ 地球温暖化対策を行っていくにあたっては、ペイアズユーゴー原則を守 ○ エネルギー対策特別会計における地球温暖化対策に係る予算事業の財源(一般 り、将来世代に負担を先送りしないよう必要な財源を確保しながら取組を 会計からの繰入)については、石油石炭税収の範囲内で確保。 進めるべき。 (参考) 令和4年度当初予算 エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定への繰入: 5,395億円 石油石炭税収:6,600 億円 7. 中小企業 〇 新型コロナによる影響は事業者によって様々である中で、事業者の置か ○ コロナ禍で厳しい状況に直面する中小企業等に対し、新たな給付金(事業復) れた状況に応じて、支援を重点化すべき。 活支援金)、資金繰り支援等により事業継続に万全を期すとともに、構造変化に 直面する中小企業等の事業再構築や生産性向上を支援。 ○ 令和3年度補正予算において、事業再構築補助金については、厳しい状況 にある事業者等を着実に支援する観点から、事業再構築補助金等の使い勝 手改善、再生事業者向けの特別枠の創設や優先採択等により、支援を強 化。一方で、補助金依存や、適正な市場競争の阻害、コスト意識の低下に よる過大投資の誘発等を防ぐ観点から、通常枠の補助上限の見直し

(4.000~8.000 万円→2.000~8.000 万円)、補助対象経費の見直し(建物

費は改修の場合に限定等)等を実施。 〇 ものづくり補助金については、赤字であっても賃上げや雇用拡大に取り 組む事業者を支援する特別枠を創設。一方で、通常枠について、小規模事 業者の採択に偏りがみられる現状や、本補助金が付加価値額や生産性に対 して統計的に有意な影響を与えていないとの研究成果も踏まえつつ、従来 一律1,000万円としていた補助上限額を従業員の規模に応じて設定(従業 員数 21 人以上: 1,250 万円、6~20 人: 1,000 万円、5 人以下: 750 万円) するなど、見直し。 ○ マクロでみた債務過剰感は限定的である一方、個別にみれば債務が過大 ○ コロナ禍で債務が過大となった事業者の事業再生の支援や、創業·事業承継 となった事業者も存在するため、事業再生支援を強化すべき。 の減少に伴う経営資源の散逸防止の観点から、令和4年度予算案において、事業 ○ コロナ禍の創業や事業承継の減少による経営資源の散逸等を防ぐため、 再生や事業承継の支援体制を強化(174.0億円(前年度比+62.8億円))するな 事業承継支援を強化すべき。 ど、重点的な予算措置を実施。 〇 また、令和3年度補正予算においても、①事業再生ファンドや経営力強化 支援ファンドの拡充(官民合わせて813→1,750億円規模に増加)、②事業 再構築補助金等の使い勝手改善、再生事業者向けの特別枠の創設や優先採 択、③事業承継・引継ぎ補助金の拡充(補助率の1/2→2/3への引き上 げ等)など、事業再生・事業承継を強力に支援。 8. 外交関係 ○ ODA 予算については、二国間協力と多国間協力を総合的にとらえて対応 ○ 一般会計ODA 予算について、重要な政策課題である新型コロナウイルス感染 するとともに、国際社会の変化に機敏に適応して、支援分野や対象地域を 症の国際的な収束や、気候変動対策を含む開発・人道支援ニーズ、「自由で開か れたインド太平洋」の具体化のための協力に予算を重点的に配分した。 重点化すべき。 (一般会計 ODA 予算) 令和3年度:5.599 億円(※) → 令和4年度:5.612 億円 ※ 令和4年度から0DAの対象外となる経費(80億円)の影響を除く。 無償資金協力については、予算の交付方法や交付後の資金管理の在り方、 ○ 無償資金協力予算については、資金の滞留が確認された「施設・機材等調達 一定期間が経過した事業に係る資金の国庫返納など、 適正化を図り、実行 方式」に関し、案件の網羅的な点検を行い、必要に応じて案件の打ち切りや国

に移していくべき。	庫返納を行うこととするとともに、明らかに遅れがみられる案件の予算措置を
	見送ることで効率化を実施した。
	〇 同事業に関しては、財政資金を適正かつ効率的に活用するための改善策につ
	いて、引き続き議論を進めていく。
O JICA 予算については、デジタル技術を活用した業務効率化の取組を進	O 課題別研修及び青年研修についてデジタル技術の活用を進めることとして、
め、予算の効率的な執行につなげていくべき。	当該研修に要する費用の効率化を図った。
○ 在外公館については、PDCAサイクルを徹底することを通じて、新設のみ	○ 外務省において、既存の在外公館の定員の再配置等を行った。また、公館の
ならず降格やスリム化、廃止を含めて検討すべき。	新設に当たっては、領事業務件数などの評価項目を設定し、設置目的の達成状
	況を事後的に検証することとした。
9. デジタル	
〇 政府情報システムの運用及び改修経費の3割削減目標や業務改革等につ	〇 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)」に
いて、今後どのように進めていくのかを、デジタル庁主導で関係府省と早	おいて、「令和3年度(2021 年度)末を目途に、各府省庁は、デジタル社会の
急に検討を行い、ロードマップなどの形でとりまとめることが必要。	形成に向けた個別の情報システムに係る業務改革(BPR)・経費削減等の方針や
	投資等の取組を具体化した5か年を基本とする中長期的な計画を策定し、デジ
	タル庁は、当該計画の調整、取りまとめを行う」とされた。
〇 マイナポータルについて、利用者目線に立ち、使い勝手を良くするなど	〇 マイナポータルについて、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算
して、アプリ評価向上などに向け、デジタル庁において適切な KPI を設定	において、国民目線の UI/UX の実現のための予算等を措置。KPI について
し抜本的改善を図るべき。	は、今夏に改訂予定の重点計画等に盛り込む予定。
10. 防衛	
O 防衛関係費の水準の在り方については、防衛関係費とそれに見合う国民	〇 令和4年度の防衛関係予算については、
負担の水準、公共投資や科学技術など他経費とのバランス、我が国がとる	・ 従来領域における防衛態勢・装備品の整備と、宇宙・サイバー・電磁波等
べき戦略等を議論した上で、検討することが必要。	の新領域への対応
	・ 短期・中期・長期のそれぞれを見据えた防衛力整備
	など、「領域」や「時間軸」のバランスを考慮して予算編成を行い、規模として
	は、初めて 5.4 兆円を超える 5 兆 4,005 億円を計上。
	〇 今後、政府として、新たな国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力
	1

	整備計画を策定することとしており、この中で防衛関係費の水準の在り方につ
	いても議論する予定。
〇 限られた資源の下、我が国の防衛力の質・量を適切に確保するための調	〇 調達改革については、令和4年度予算編成において、部品レベルでの調達情
達改革の取組、新領域(宇宙・サイバー・電磁波)等の新たな専門性に対	報を整理し、将来の値上がりが予想される輸送機(C-2)の機体構成品を長期契
応した人材施策の見直しも、引き続き進めるべき。	約で調達するなど、原価の精査、仕様の見直し等の徹底によって、4,390億円の
	効率化・合理化を実現。また、厳密なプロジェクト管理の徹底など、更なる調
	達改革の取組を引き続き推進。
	O 新たな専門性に対応した人材施策の見直しについては、新領域等における人
	材の確保や有効活用を実現するための論点を提起し、引き続き議論する予定。